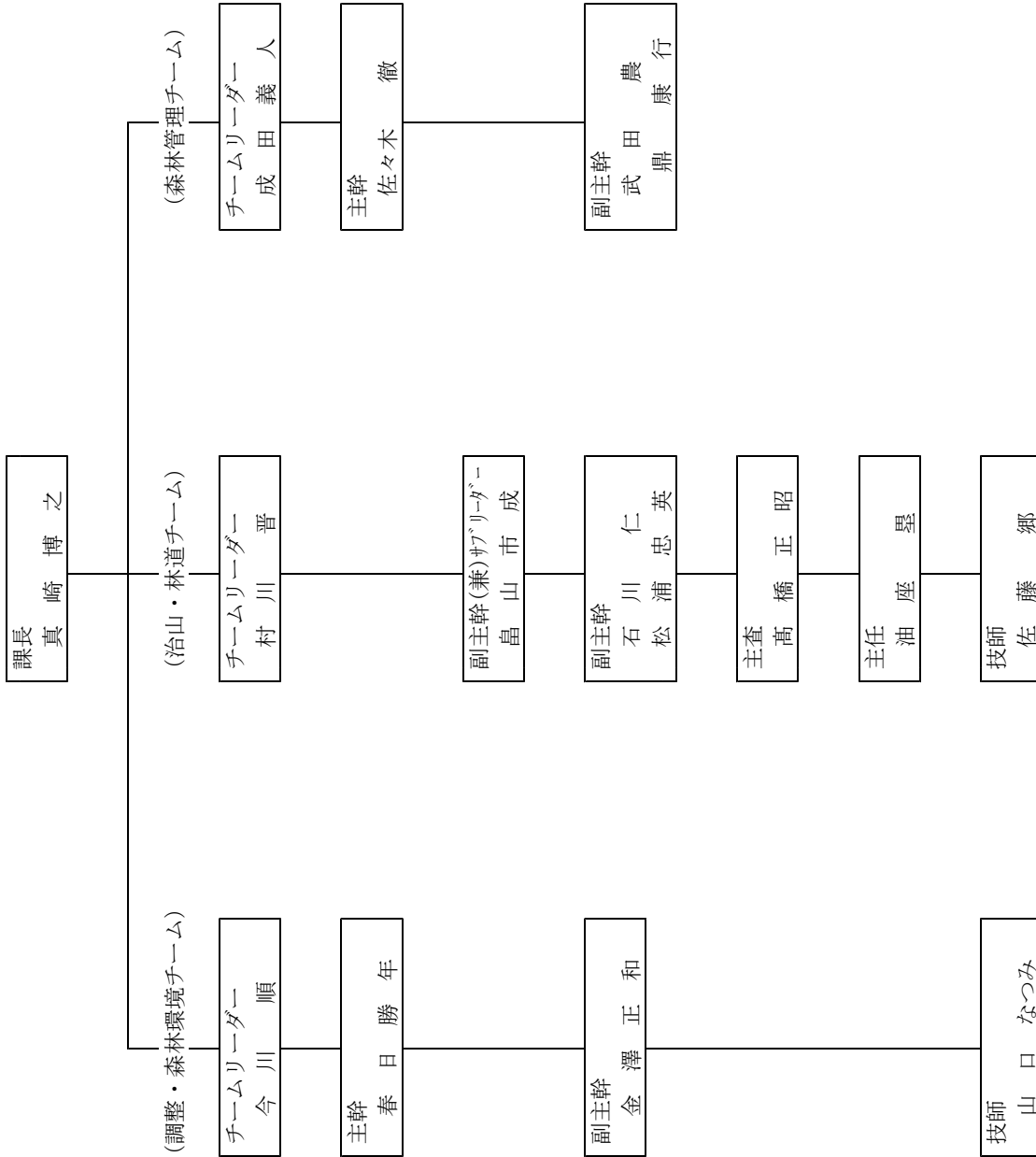


森林環境保全課

森林環境保全課

(令和5年4月1日現在)



各チームの主な所掌事務

(調整・森林環境チーム)

- ・課内調整
- ・水と緑の森づくり基金運営委員会
- ・水と緑の森づくり税事業
- ・森林環境譲与税事業
- ・森林学習交流館管理運営
- ・県民の森維持管理
- ・緑化推進事業

(治山・林道チーム)

- ・治山事業の計画・実行
- ・地すべり防止事業
- ・林道事業の計画・実行
- ・林道施設災害復旧事業

(森林管理チーム)

- ・保安林の指定・解除
- ・県有財産管理
- ・保安林管理
- ・林地開発許可
- ・森林病害虫防除対策

事業名	秋田県水と緑の森づくり事業【秋田県水と緑の森づくり基金】		担当	調整・森林環境チーム
事業年度	平成20～令和9	事業主体	県、市町村等	
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、森林環境の保全に関する事業を実施する。		財源	当初予算額 396,541千円
			内	繰入金 396,541千円
			訳	
実施内容	1 豊かな里山林整備事業		34,954千円（◎34,954千円）	
	(1) 針広混交林化事業			
	生育の思わしくないスギ人工林や居住地近くに広がる里山林等を対象として、誘導伐（間伐）等の実施により、針葉樹と広葉樹の入り混じった混交林へ誘導し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。			
	①実施主体 市町村、森林組合、林業事業体、県等			
	②事業計画 誘導伐等 33ha			
	③施行箇所 2市町 三種町、男鹿市			
	④補助率 10/10以内			
	(2) 広葉樹林再生事業			
	放牧跡地等の過去に失われた森林環境を取り戻し、野生動植物が生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生を図り、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。			
	①実施主体 市町村、県			
②事業計画 下刈等 13ha				
③施行箇所 2市 大仙市、湯沢市				
④補助率 10/10以内				
2 安全・安心な森整備事業		279,039千円（◎279,039千円）		
(1) 緩衝帯等整備事業				
クマ等の野生動物と人との不和が生じている森林や、主要道路沿いや通学路沿い等の藪化・過密化している森林において、野生動物の出没抑制、森林環境の保全や景観の向上を図る。				
①実施主体 市町村、森林組合、林業事業体、県等				
②事業計画 下刈、除伐等 133ha				
③施行箇所 13市町村 鹿角市、大館市、能代市、秋田市、五城目町、由利本荘市、にかほ市、大仙市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村				
④補助率 10/10以内				
(2) マツ林・ナラ林等景観向上事業				
松くい虫やカシノナガキクイムシ被害によって枯死し、景観維持や安全面から支障になる立木を伐倒処理し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。				
①実施主体 市町村、県				
②事業計画 枯損木処理 9,589m ³				
③施行箇所 11市町村 秋田市、男鹿市、大潟村、由利本荘市、にかほ市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村				
④補助率 10/10以内				
(3) ナラ枯れ未然防止事業				
カシノナガキクイムシの被害にあう可能性の高いナラを未然に伐採し、ナラ林の若返りを図る。				
①実施主体 市町村、森林組合、林業事業体				
②事業計画 ナラ林の伐倒 8,409m ³				
③施行箇所 6市町 秋田市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、羽後町				
④補助率 10/10以内				
3 森や木とのふれあい空間整備事業		82,548千円（◎82,548千円）		
(1) ふれあいの森整備事業				
多くの県民が気軽に森林とふれあえる場として利用できる、身近な森林の公園化や既存公園の再整備を実施し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。				
①実施主体 市町村、財産区、小・中学校、森林所有者、県等				
②事業計画 3か所				
③施行箇所 3市町 八郎潟町、大仙市、湯沢市				
④補助率 10/10以内				

(2) 木育空間整備事業

木の良さや森林の大切さ等について理解を深めるため、公共施設等において、親子で直接木を見てふれあえる「木育体験空間」を整備し、木育の推進及び促進を図る。

①実施主体 市町村、県

②事業計画 2か所

③施行箇所 2市 大館市(大館市市民交流センター)、男鹿市(男鹿市地域子育て支援センター)

④補助率 10/10以内

事業名	秋田県水と緑の森づくり推進事業【秋田県水と緑の森づくり基金】		担当	調整・森林環境チーム
事業年度	平成20～令和9	事業主体	県、市町村、ボランティア団体、NPO等	
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民の森林に対する意識の醸成と、森作り活動への自主的参加を促す仕組みを推進する。		財源内訳	当初予算額 82,613 千円 繰入金 82,613 千円
実施内容	<p>1 県民参加の森づくり事業 32,726千円 (◎32,726千円)</p> <p>(1) 森林ボランティア活動支援事業 森林ボランティアによる森づくり活動を推進するため、森林ボランティア団体が行う森づくり活動や森林、林業に関する研修会等の実施を支援する。 ①実施主体 県に登録されている森林ボランティア団体 ②補助率 10/10以内(上限850千円)</p> <p>(2) 森づくり県民提案事業 県民全体で支える森づくりへの取り組みとして、県民の自主参加型の企画立案による森づくり活動を公募し、その活動の支援を行う。 ①実施主体 NPO等の法人、企業、組合、地域住民団体等 ②補助率 10/10以内(上限400千円 ※クマ対策は上限1,000千円)</p> <p>(3) 市町村等の森づくり活動支援事業 市町村等が行う植樹・育樹祭等や普及啓発事業を支援する。 ①実施主体 市町村等 ②補助率 10/10以内(上限1,000千円)</p>			
実施内容	<p>2 森林環境教育推進事業 16,232千円 (◎16,232千円)</p> <p>(1) 森林環境学習活動支援事業 次代を担う児童生徒を対象とした森林環境教育を推進するため、学校等における森林環境学習活動の支援を行う。 (2) 森林環境教育指導者養成事業 学校等における森林環境教育を推進する指導者や、児童への自然体験や木育を推進する指導者を養成するため研修会を開催する。</p>			
実施内容	<p>3 普及啓発事業 33,655千円 (◎33,655千円)</p> <p>基金運営委員会を設置し事業効果の検証等を行うほか、ボランティア活動を支援する「あきた森づくり活動サポートセンター」の運営、県民参加による森づくりへの理解促進を図るための普及啓発活動、森林環境に関する調査のため試験研究等を行う。</p>			

事業名	秋田県水と緑の森づくり基金積立金		担当	調整・森林環境チーム
事業年度	平成20～令和9	事業主体	県	
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、森林環境保全に関する資金として基金を積み立てる。		財源内訳	当初予算額 455,004 千円 財産 4 千円 一般 455,000 千円
実施内容	<p>1 基金積立金(令和5年度税込見込額) 455,000千円 (◎455,000千円)</p> <p>2 基金積立金(運用益分) 4千円 (◎4千円)</p> <p>(1) 運用額 155,415千円(令和4年度末基金残高見込み)</p> <p>(2) 運用方法 大口定期 12か月 金利0.002%</p> <p>(3) 運用益 3,108円</p>			

事業名	甘肅省林業技術者交流促進事業			担 当	調整・森林環境チーム	
事業年度	平成27～令和7	事業主体	県	当初予算額	265 千円	
事業目的	本県と友好提携を結び交流を進めてきている中国甘肅省との友好関係を更に発展させるため、林業関係分野での技術交流を図る。			財	一 般	265 千円
				源		
				内		
				訳		
実施内容	1 甘肅省技術研修員等受入事業 265千円 (○265千円) (1) 甘肅省技術研修員等受入事業 甘肅省から研修生を受け入れ、県の試験研究機関や民間企業等において研修を行い、必要な技術・知識を習得してもらうとともに、関係者の国際理解を促進する。 ①実施期間 令和5年11月～1週間程度 ②研修生 5名 ③内 容 林業技術の研修(林業研究研修センター等)					

事業名	秋田県森林環境譲与税基金積立金			担 当	調整・森林環境チーム	
事業年度	令和元～	事業主体	県	当初予算額	148,003 千円	
事業目的	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第2項各号に掲げる施策に要する資金に充てるため、秋田県森林環境譲与税基金を造成する。			財	財 産	3 千円
				源	一 般	148,000 千円
				内		
				訳		
実施内容	1 基金積立金令和5年度譲与見込み額 148,000千円 (○148,000千円) 2 基金積立金(運用益分) 3千円 (◎3千円) (1) 運用額 114,366千円(令和4年度末基金残高見込み) (2) 運用方法 大口定期 12か月 金利0.002% (3) 運用益 2,287円					

事業名	県民の森維持管理事業			担 当	調整・森林環境チーム	
事業年度	平成12～	事業主体	県	当初予算額	2,947 千円	
事業目的	第19回全国植樹祭(S43)を記念して設置した「県民の森」や、立県百年(S46)を記念して設置した「立県百年記念の山」の維持管理を実施し、緑豊かな自然に親しむ県民憩いの場と樹木や自然を愛する豊かな心を育む林業研修の場として活用する。			財	財 産	8 千円
				源	一 般	2,939 千円
				内		
				訳		
実施内容	1 「県民の森」の概要 (1) 所在場所 仙北市田沢湖町田沢字大森1-1外 (2) 面積 145.00ha (3) 施設の概要 ①管理舎 木造平屋1棟(36.35㎡) ⑥みんなの広場 2.5ha ②遊歩道 6,700m ⑦樹園地造成 0.24ha ③水飲場 4か所 ⑧各県の木の森 2.0ha(各都道府県の象徴木19種) ④東屋 2棟 ⑨世界の木の森 1.5ha(15カ国の樹木) ⑤便所 3か所 ⑩キャンプ場 2.0ha (4) 維持管理事業内容 ①植栽地の下刈り及び修景施業 ④広場の整備・補修 ②生け垣及び樹木の剪定 ⑤病害虫の防除等 ③遊歩道の補修及び除草 ⑥標識等の整備・補修 2 「立県百年記念の山」の概要 (1) 所在場所 能代市二ツ井町小繫字湯の沢55-1 (2) 面積 14.55ha (3) 施設の概要 ①東屋1棟、②便所1か所、③広場1.00ha、④沼0.13ha ⑤樹木植栽地13.42ha(サクラ、ウメ、ツツジ、ドウダンツツジ、シラカバ、ナラ、スギ、アカマツ) (4) 維持管理事業内容 植栽地の下刈り、広場の整備、マツクイムシ被害木のくん蒸処理等 3 財産収入 (1) 土地貸付による収入					

事業名	緑化推進事業			担当	調整・森林環境チーム	
事業年度	平成12～	事業主体	県	当初予算額	930 千円	
事業目的	緑化思想の普及啓発、緑の少年団育成のほか、（公社）秋田県緑化推進委員会が行う事業に対して助成する。			財	一般	930 千円
				産		
				内		
				訳		
実施内容	1 緑化思想の普及啓発、緑の少年団育成 学校関係緑化コンクール表彰等			80千円（⊖80千円）		
	2 緑化推進活動事業費補助金 （公社）秋田県緑化推進委員会の主要事業に対する助成事業			850千円（⊖850千円）		

事業名	森林学習施設管理運営費			担当	調整・森林環境チーム	
事業年度	平成2～	事業主体	県	当初予算額	30,309 千円	
事業目的	森林・林業の学習施設として、森林学習交流館（プラザクリプトン）の管理運営を行う。			財	使用料	2,544 千円
				源	一般	27,765 千円
				内		
				訳		
実施内容	1 指定管理業務（指定管理料） （1）展示施設や「学習交流の森」の指導説明 （2）建物施設等の清掃や設備管理、庭園の維持管理等 （3）委託先（指定管理者） 株式会社 サンアメニティ 所在地（本社）東京都 （支店）秋田市雄和椿川			28,244千円（Ⓢ479千円、⊖27,765千円）		
	2 土地賃借料 (19.23ha) 2,065千円（Ⓢ2,065千円） 土地所有者 秋田市 1.35ha 170,906 円 戸島・白熊部落融和会 17.88ha 1,893,360 円 （参考）森林学習交流館 設置場所 秋田市河辺戸島字上祭沢38-4 規 模 鉄筋コンクリート三階建 延べ床4,630㎡					

事業名	治山事業（公共事業）			担当	治山・林道チーム	
事業年度	昭和35～	事業主体	県	当初予算額	3,642,660 千円	
事業目的	山地に起因する災害を防止するため、荒廃山地の復旧、地すべり防止対策、防災林の造成、水源地域等の整備を実施する。			財源内訳	国庫	1,735,520 千円
					県債	1,716,200 千円
					一般	190,940 千円
実施内容	【補助事業】			2,202,182千円（◎1,034,450千円、◎1,050,800千円、◎116,932千円）		
	1 復旧治山事業			530,720千円（◎250,600千円、◎252,100千円、◎28,020千円）		
	(1) 事業内容			山腹崩壊地、はげ山、浸食地、不安定土砂が異常に堆積している溪流などの荒廃山地を復旧整備するため、治山施設（ダム工、土留工など）の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能を付け加える工事等を行う。		
	(2) 採択基準			山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙（地表が割れてできたすきま）で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの、流域保全上重要なもの、活断層周辺や沿岸部の山地における崩壊地で地震・津波により著しい被害を与えるおそれがあるもの及び公共の利害に密接な関係を有し、地域住民の生活の安定を図っていく上で必要なもので、次の①から⑤のいずれかに該当するもの。		
	① 1級河川上流					
	② 2級河川上流					
	③ その他の河川又は地区で、次の各号のいずれかに該当するもの					
	ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護					
	イ 主要公共施設の保護					
	ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護					
	エ 津波等が発生した場合の避難経路等の保護					
	（※里山等保安林機能強化対策として行う場合の採択基準は次のとおり）					
	④ 崩壊地の整備等に必要な治山施設の効果区域内にある保安林で、過密化し、表土が流出する等水土保全機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは、土砂、流木等の流出が発生させ若しくは発生させるおそれがある場合					
	⑤ 市街地又は集落（人家等10戸以上）を保護するもの（人家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に該当すると認められるものを含む。）					
	（工事規模） 1 施行箇所の事業費：全体計画7,000万円以上					
	(3) 補助率			通常（国1/2、県1/2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）		
	(4) 事業箇所			当初予算：鹿角郡小坂町小坂字向ほか10箇所		
	2 緊急予防治山事業			231,120千円（◎109,825千円、◎109,100千円、◎12,195千円）		
	(1) 事業内容			復旧治山事業に同じ。		
	(2) 採択基準			地域における減災に関する取組と併せて行う水源のかん養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防を行うもので、次の①に該当するものとする。		
	① 山地災害危険地区に指定されており（ただし、山地災害危険地区の危険度判定において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているもの					
	（工事規模） 1 施工箇所の事業費			年度計画 山腹 800万円以上 溪流 1,500万円以上		
	(3) 補助率			通常（国1/2、県1/2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）		
	(4) 事業箇所			鹿角市花輪字ヌクラコほか5箇所		

3 緊急機能強化・老朽化対策事業

136,960千円（◎66,325千円、◎63,600千円、○7,035千円）

(1) 事業内容

既存の治山施設を有効に活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために機能強化対策及び老朽化対策を行う。

(2) 採択基準

次の①及び②の条件を満たすものとする。ただし、老朽化対策のみを実施する場合には、①及び③の条件を満たすものとする。

①山地災害危険地区に指定されており、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a 1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度「a 2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの

②全体計画の工事規模が3,000万円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）

③年度計画の工事規模が200万円以上のもの

(3) 補助率

通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）

(4) 事業箇所

男鹿市戸賀塩浜字漁元崎ほか2箇所

4 地すべり防止事業

794,490千円（◎373,000千円、◎379,300千円、○42,190千円）

(1) 事業内容

地すべり斜面の荷重を減じ滑動力を減殺するための排水工、地すべりを誘発する地下水を排除するための地下水排除工、杭の抵抗力によって地すべりを防止するための杭打工、堆砂により地すべり先端部の崩壊を抑制し地すべりを防止するための治山ダム工等を実施する。

(2) 採択基準

地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を与え又は与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次の各号のいずれかに該当するもの。

①1級河川上流

②2級河川上流

③その他の河川又は地区で、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

イ 主要公共施設の保護

ウ 農地、ため池、用排水施設等の保護

エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難経路等の保護

（工事規模）1施行地の箇所の事業費 全体計画1億円以上

(3) 補助率

国1／2、県1／2

(4) 事業箇所

鹿角郡小坂町上向字上鴫沢ほか4箇所

5 防災林造成事業

371,290千円（◎173,500千円、◎178,000千円、○19,790千円）

(1) 事業内容

海岸からの飛砂を止め、堆積させて砂丘を造成するための堆砂工、植生を保護するための防風工、波浪・潮流等の海岸浸食から森林を保護するための防潮護岸工、森林造成のための植栽工を実施するほか、なだれを阻止するための階段工・柵工、雪を分散させるための土塁工、森林によりなだれを防止するための植栽工等を実施する。

(2) 採択基準

風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等により機能が失われた森林泥流等の発生時に緩衝帯としての機能の発揮が期待される森林で、土砂の流出等により下流や背後地に被害を与えるおそれがあり、公共の利害に密接な関係があり、地域住民の生活の安定を図っていく上で必要な雪崩防止林、土砂流出防止林、海岸防災、防風林であって、次のいずれかに該当する場合。

①市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

②主要公共施設の保護

③農地（海岸防災林の造成にあつては、林帯延長100mにつき後方2ha以上、防風林の造成にあつては造成面積の10倍以上）、ため池、用排水路等の保護

④災害が発生し、又は発生するおそれがある場所の避難経路等の保護

(工事規模) 次のいずれかに該当する場合

ア 1 施工箇所の事業費

年度計画 500万円以上 (単独で海岸防災林の機能強化を図る場合にあつては、1,000万円以上)

イ 海岸防災林の整備が当該都道府県又は市町村における津波対策に係る整備計画等を踏まえ、概ね5年程度の施設整備計画に基づき造成・整備を一体的に実施する場合は、全体計画3,000万円以上

(3) 補助率

国1/2、県1/2

(4) 事業箇所

能代市浅内字上西山地区ほか3箇所

6 保安林総合改良事業 117,700千円 (◎55,000千円、◎56,400千円、◎6,300千円)

(1) 事業内容

既往の治山工事施工地であつて、森林所有者等の責に帰しえない原因のために現況が著しく悪化し、施設の目的が果たしえない箇所や工事施工地以外の保安林で、マツクイムシ被害などで現況が著しく悪化するおそれのある森林などにおいて、編柵工、排水工など簡易施設を組み合わせて植栽を行い、林況を復旧する。

(2) 採択基準

対象箇所は、次のいずれかに該当するもの。

①市街地又は集落(人家10戸以上)の保護

②主要公共施設の保護

③農地、ため池、用排水施設の保護

(工事規模) 1 施行箇所の事業費: 年度計画 400万円以上

(3) 補助率

国1/2、県1/2

(4) 事業箇所

男鹿市野石字五明光ほか1箇所

7 保育事業 19,902千円 (◎6,200千円、◎12,300千円、◎1,402千円)

(1) 事業内容(事業対象齢級)

①Ⅷ齢級(防災林造成事業施行地にあつてはⅨ齢級)の林分

②ただし、気象、標高、傾斜、土壌等の自然条件等から機能が低い保安林であつて、保安林の機能発揮に対する社会的要請等から保育を実施する必要がある場合はⅦ齢級(防災造成施行地はⅧ齢級)の林分

(2) 採択基準

対象箇所は、次のいずれかに該当するもの。

①既往の治山施工地であつて、保育を必要とする箇所

②水源地域整備事業の対象地域に存する機能が低位な保安林であつて、水源地域整備事業の実施と関連して一体的な保育を必要とする箇所

③治山施設の効果区域内に存する機能が低位な保安林であつて、既存の治山施設と一体的な保育を必要とする箇所

④水源かん養機能や土砂流出防止機能が低下した特定保安林であつて、表土の流出による濁水・崩壊を発生させるおそれがあり、次の全ての条件を満たすもの

ア 特定保安林の対象面積がおおむね50ha以上のもの

イ 治山事業による保育を必要とする面積がおおむね5ha以上のもの

(工事規模) 1 施行箇所の事業費: 年度計画50万円以上

(3) 補助率

国1/3、県2/3

(4) 事業箇所

鹿角市八幡平字作沢ノ沢ほか4箇所

- 【交付金事業】 1,440,478千円（㊦701,070千円、㊧ 665,400千円、㊨ 74,008千円）
- 1 予防治山事業 1,281,078千円（㊦619,945千円、㊧595,000千円、㊨66,133千円）
- (1) 事業内容
地域における減災に関する取組と併せて行う水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防、並びに山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の指定及び見直しに必要な調査。
- (2) 採択基準
次のいずれかに該当するもの。
- ① 1級河川上流
- ② 2級河川上流
- ③ その他河川又は地区で次のいずれかに該当するもの（集落等の保護に関するものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されている場合に限る。）
- ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護
- イ 主要公共施設の保護
- ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護
- エ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護
- (3) 補助率
通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）
- (4) 事業箇所
鹿角市八幡平字白欠ほか33箇所
- 2 機能強化・老朽化対策事業 159,400千円（㊦81,125千円、㊧70,400千円、㊨7,875千円）
- (1) 事業内容
既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う機能強化対策及び老朽化対策。
- (2) 採択基準
次の①から③までの全ての条件を満たすものとする。
- ① 山地災害危険地区に指定されており、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a 1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度「a 2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ② 個別施設計画が策定されている治山施設であること
- ③ 全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）
- (3) 補助率
通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）
- (4) 事業箇所
男鹿市船川港双六字赤絵場ほか4箇所

〔上記のほか、R 5. 2月補正で措置〕

【補助事業】 1,697,300千円（㊦858,675千円、㊧838,500千円、㊨125千円）

- 1 復旧治山事業 705,850千円（㊦353,250千円、㊧352,600千円）
- (1) 補助率
通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）
- (2) 事業箇所
大館市岩瀬字内越山沢ほか12箇所
- 2 緊急予防治山事業 159,875千円（㊦85,875千円、㊧74,000千円）
- (1) 補助率
通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）
- (2) 事業箇所
男鹿市戸賀浜塩谷字抜沢ほか2箇所

- | | | |
|-----|-------------------------------------|--|
| 3 | 緊急機能強化・老朽化対策事業 | 185,075千円（◎96,300千円、◎88,700千円、○75千円） |
| (1) | 補助率 | |
| | 通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10） | |
| (2) | 事業箇所 | |
| | 北秋田市阿仁打当字野尻岱ほか3箇所 | |
| 4 | 地すべり防止事業 | 386,500千円（◎193,250千円、◎193,200千円、○50千円） |
| (1) | 補助率 | |
| | 国1／2、県1／2 | |
| (2) | 事業箇所 | |
| | 由利本荘市島海町上笹子字砥沢ほか2箇所 | |
| 5 | 防災林造成事業 | 260,000千円（◎130,000千円、◎130,000千円） |
| (1) | 補助率 | |
| | 国1／2、県1／2 | |
| (2) | 事業箇所 | |
| | 能代市浅内字上西山ほか2箇所 | |

事業名	災害関連緊急治山事業			担当	治山・林道チーム	
事業年度	昭和58～	事業主体	県	当初予算額	144,000 千円	
事業目的	災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地、なだれ発生地、地すべり地について、当該発生年に緊急に復旧整備を行い、災害の拡大や再発生の防止を図る。			財源内訳	国庫	88,000 千円
					県債	50,400 千円
					一般	5,600 千円
実施内容	1 採択基準					
	(1) 災害関連緊急治山事業 次の各号に該当するもの。 ①重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施工する必要のあるもの ②公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次のいずれかに該当するもの ア 鉄道、高速自動車道国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、指定市道及び迂回路のないもの、利用区域面積500ha以上の林道及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの イ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの ウ 農地、農道、ため池又は用排水施設のいずれかに直接被害を与えると認められるもの エ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの					
	(2) 災害関連緊急地すべり防止事業 次の各号に該当するもの。 ① (1) の①に同じ ②公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次のいずれかに該当するもの ア 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流の1級河川又は2級河川に被害を与えると認められるもの イ 以下、(1) の②に同じ					
	2 事業規模 1箇所 の復旧事業費が600万円以上のもの。 3 負担区分 国2 / 3、県1 / 3 4 事業箇所 未定					

事業名	林地荒廃防止施設災害関連事業			担当	治山・林道チーム	
事業年度	昭和58～	事業主体	県	当初予算額	40,000 千円	
事業目的	林地荒廃防止施設災害復旧事業と併合実施し、災害防止を図る。			財源内訳	国庫	19,038 千円
					県債	18,800 千円
					一般	2,162 千円
実施内容	1 事業内容 災害復旧事業と併せて、当該被災施設及びこれに接続する部分の嵩上げ、又は拡大、施設の新設、残存施設の改築又は補強、一定の計画により施設を改良して施行する。					
	2 採択基準 (1) 林地荒廃防止施設災害復旧事業の施行のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できないと認められるもの (2) 1箇所 の事業費が800万円以上のもの					
	3 負担区分 国1 / 2、県1 / 2					
	4 事業箇所 未定					

事業名	林地荒廃防止施設災害復旧事業			担 当	治山・林道チーム	
事業年度	昭和35～	事業主体	県	当初予算額	80,000 千円	
事業目的	降雨、洪水、暴風、高潮、地震、地すべり、その他異常な天然現象により被災した治山施設を復旧し、同施設の機能回復を図る。			財 源	国 庫	51,288 千円
				内 訳	県 債	28,700 千円
					一 般	12 千円
実施内容	1 事業内容 異常な天然現象により被災した既存治山施設について補強や根固め等により従前の機能に復旧する。					
	2 採択基準 次の各号の全てを満たすもの。 (1) 林地荒廃防止施設については保安林又は保安林施設地区として、地すべり防止施設については地すべり防止区域として都道府県知事が維持管理している施設 (2) 次のいずれかの異常な天然現象により被災したもの ①河川の出水による災害は、被災施設の所在箇所の水位が警戒水位以上の出水により生じた災害 ②最大24時間雨量が80mm以上の降雨により生じた災害 ③最大風速15m以上の風により生じた災害 ④暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波による災害にあつては、被災の程度が大きいもの ⑤地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあつては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成しているもの (3) 1箇所の災害復旧工事費が120万円以上のもの					
	3 負担区分 国2／3、県1／3（起債充当率：現年災100%、過年災90%）					
	4 事業箇所 未定					

事業名	県単治山施設災害復旧事業			担 当	治山・林道チーム	
事業年度	昭和35～	事業主体	県	当初予算額	7,000 千円	
事業目的	異常な天然現象により被災した治山施設のうち、国庫補助の対象とならないものを復旧する。			財 源	県 債	4,500 千円
				内 訳	一 般	2,500 千円
実施内容	1 県単治山施設災害復旧事業 4,500千円（◎4,500千円） (1) 事業内容 林地荒廃防止施設災害復旧事業に同じ。 (2) 採択基準 ①国庫補助事業の「林地荒廃防止施設災害復旧事業」の採択基準（1）及び（2）に同じ ②1箇所の災害復旧事業費が120万円未満のもの (3) 負担区分 県10／10 (4) 事業箇所 未定					
	2 治山施設災害復旧調査 2,500千円（◎2,500千円） (1) 採択基準 治山施設の災害査定設計のための調査に要する経費 (2) 事業箇所 未定					

事業名	県単治山事業			担当	治山・林道チーム	
事業年度	昭和35～	事業主体	県・市町村	当初予算額	116,981千円	
事業目的	国庫補助の対象とならない小規模崩壊地の復旧、予防及び治山施設の維持管理を行うとともに、治山事業の前提となる地すべり防止区域を指定し、山地災害への適正な対処により、県民が安心して暮らせる環境を守る。			財源内訳	県債	110,300千円
					一般	6,681千円
実施内容	1 県単一般治山事業 66,456千円 (◎59,800千円、○6,656千円)					
	(1) 事業内容 国庫補助事業の「復旧治山事業」に同じ。 (2) 採択基準 次の各号を全て満たすもの。 ①天然現象に起因する災害によって、山地の崩壊等が発生している箇所及び崩壊等が発生するおそれのある箇所 で復旧整備が必要なもの ②県の施設を保全するもの (3) 事業主体 県 (4) 負担区分 県10/10 (5) 事業箇所 未定					
実施内容	2 県単局所防災事業 50,525千円 (◎50,500千円、○25千円)					
	(1) 事業内容 天然現象による林地の崩壊により、現に人家に被害を与えている場合及び崩壊を放置すると人家等に直接被害を与えることが確実と認められた場合に、林地の保全上必要な施設の設置に要する経費の一部を補助する。 (2) 採択基準 次の各号のいずれかを満たすもの。 ①人家を保全するもの。 ②市町村の公共施設等を保全するもの。 (3) 事業主体 市町村 (4) 負担区分 県8/10、市町村2/10 (5) 事業箇所 未定					

事業名	林道事業（公共事業）【地方創生道整備推進交付金】			担当	治山・林道チーム	
事業年度	昭和21～	事業主体	県・市町村	当初予算額	1,045,294千円	
事業目的	林内路網の骨格となり木材運搬車両の通行等に供する恒久的施設として、林道及び林業専用道の開設等を行う。			財源内訳	分担金	111,291千円
					国庫	598,138千円
					県債	280,000千円
					一般	55,865千円
実施内容	1 高能率生産団地路網整備事業（林業専用道） 586,195千円 (◎91,291千円、◎273,873千円、◎198,900千円、○22,131千円)					
	(1) 事業内容 スギ人工林資源が成熟した団地を設定し、生産ロットの拡大、機械化により林業生産コストの低減と原木の安定供給を図るために高性能林業機械が稼働できる基盤施設として、林業専用道（W=3.6m）を開設する。 (2) 採択基準 ①団地要件 ア 森林面積が概ね100ha以上 イ 団地内のスギ人工林率が概ね70%以上 ウ 団地内のスギ人工林蓄積の5割以上が標準伐期齢級以上 エ 市町村森林整備計画の施策の重点実施地区、または将来重点的实施地区になり得る地区 オ 単独所有林制限：個人有林50%未満、市町村・財産区有林50%未満 ②林業専用道の要件 ア 利用区域面積：10ha以上、路線延長：200m以上、林業効果指数：0.9以上 イ 接続道路は、林業専用道と同等以上の規格構造を有するものであること (3) 事業主体 県 (4) 負担区分 過疎・振山 国（3/6）県（2/6）市町村（1/6） その他 国（27/60）県（23/60）市町村（10/60）					

(5) 実施状況 (単位：本、千円)

実施主体	R 4 年度実績		R 5 年度計画	
	路線数	事業費	路線数	事業費
県	23	632,398	19	586,195

2 森林資源循環利用林道整備事業 210,165千円 (㊦20,000千円、㊧100,000千円、㊨81,100千円、㊩9,065千円)

(1) 事業内容

人工林資源が充実し、原木の供給先となる合板、製材工場等の集荷圏にある区域として、生産基盤強化区域を設定し、原木の低コスト化と安定供給を図るため、幹線として整備すべきである恒久的施設の林業生産基盤整備道（林道）の新設を行う。

(2) 採択基準

①生産基盤強化区域の要件

- ア 合理的な森林施業を行うことの出来る一定のまとまりを持った範囲とし、100ha以上を目安とした区域
- イ 原木の供給先となる合板・製材工場等の集荷圏にあること
- ウ 区域内の人工林蓄積の半数以上が標準伐期齢以上となっていること
- エ 起点及び終点が公道や公道に接続する林道に接続していること

②路線の採択要件

路線規模に応じて流域育成林整備事業又はフォレスト・コミュニティ総合整備事業の要件を具備していること

(3) 事業主体 県

(4) 実施状況 (単位：本、千円)

実施主体	R 4 年度実績		R 5 年度計画	
	路線数	事業費	路線数	事業費
県	1	114,513	1	210,165

3 流域育成林整備事業、林道改良事業（舗装含む） 248,934千円 (㊪224,265千円、㊫24,669千円)

(1) 事業内容

森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の新設・改築する。

国の森林資源循環利用林道整備事業、山村強靱化林道整備（補助事業）と農山漁村地域整備交付金（交付金）を活用している。

(2) 採択基準

①新設

- ア 利用区域の森林面積が50ha以上（過疎、特定市町村、準特定市町村、水土保持は30ha以上）
- イ 林業効果指数0.9以上
- ウ 全体計画延長0.8km以上（利用区域面積が50ha以上の場合は1km以上）
- エ 着工後10年以内に、利用区域内森林面積に対し、延べ面積で10%以上に相当する森林において、森林整備が実施されることが確実であると見込まれること

②改築

開設後5年以上経過

③林道改良（舗装含む）

ア 幹線

- (ア) 利用区域の森林面積が500ha以上（過疎、振山200ha以上）
- (イ) 林業効果指数1.2以上

イ その他

- (ア) 利用区域の森林面積が50ha以上（過疎及び旧過疎30ha以上）
- (イ) 林業効果指数0.9以上

ウ 工事規模

- (ア) 改良（森林資源）：個別施設計画の健全度がⅢ、Ⅳの施設が対象で40万円以上
- (イ) 改良（山村強靱化）：のり面保全、局部改良は1箇所の事業費200万円以上、左記以外は900万円以上
- (ウ) 舗装（山村強靱化以外）：総事業費2,400万円以上
- (エ) 舗装（山村強靱化）：総事業費3,000万円以上

(3) 事業主体 県、市町村

(4) 負担区分

事業名	実施主体	実施区分	国	県	地元
流域育成林整備 (新設、改築)	県	過疎・振山	5.0/10	2.5/10	2.5/10
		その他	4.5/10	3.0/10	2.5/10
	市町村	過疎・振山	5.0/10	0.5/10	4.5/10
		その他	4.5/10	0.5/10	5.0/10
林道改良 (舗装除く)	市町村	幹線	5.0/10	0.5/10	4.5/10
		その他	3.0/10	0.5/10	6.5/10
林道改良(舗装含む) (山村強靱化)	市町村	公道に2箇所以上接続	5.0/10	0.5/10	4.5/10
		上記以外	10/30	1.5/30	18.5/30
林道改良(森林資源)	市町村	—	5.0/10	0.5/10	4.5/10
林道改良(PCB処理)	市町村	—	5.0/10	0.5/10	4.5/10
林道改良(点検診断)	市町村	—	5.0/10	0.5/10	4.5/10

※太字がR4実施事業

(5) 実施状況(県営・補助当別) (単位:本、千円)

実施主体	R4年度実績		R5年度計画	
	路線数	決算額	路線数	予算額
県	-	-	-	-
市町村	14	207,779	28	248,934
計	14	207,779	28	248,934

〔上記のほか、R5、2月補正で措置〕

1 高能率生産団地路網整備事業(林業専用道)

402,960千円(◎67,000千円、◎201,000千円、◎134,900千円、○60千円)

(1) 負担区分 国(3/6) 県(2/6) 市町村(1/6)

(2) 事業箇所 鹿角市八幡平字上山田 上山田線ほか13路線

事業名	林道施設災害復旧事業		担当	治山・林道チーム	
事業年度	昭和25～	事業主体	市町村	当初予算額	166,000千円
事業目的	豪雨、暴風、洪水、高潮、地震、地すべりその他異常な天然現象により、林道が被災したものに対する復旧工事を行う。			財源	163,000千円
				国庫	3,000千円
				一般	
実施内容	1 採択基準 暴風雨など異常な天然現象により生じた災害				
	(1) 最大日雨量 80mm/日以上 (2) 最大風速 15m/秒以上 (3) 利用区域面積 30ha以上 蓄積 1,390m ³ 以上 (4) 既設延長 500m以上 幅員 1.8m以上				
実施内容	2 負担区分				
	実施主体	区分	国	県	地元
	市町村	奥地	6.5/10以上	—	3.5/10
その他		5.0/10以上	—	5.0/10	
実施内容	3 令和4年査定額(令和4年災)				
	区分	路線数	箇所数	事業費	補助対象額
	奥地	9	11	166,612千円	161,733千円
	その他	25	43	520,765千円	505,527千円
	計	34	54	687,377千円	667,260千円

事業名	秋田スギ生産基盤づくり事業			担 当	治山・林道チーム	
事業年度	令和2～9	事業主体	県・市町村	当初予算額	89,800千円	
事業目的	林業生産性の向上と原木の安定供給を図るため、スギ人工林の成熟度が高く関係者の意欲の高い地域に設定した「高能率生産団地」において、林内路網を整備する。			財 源	国 庫	69,500千円
				内 訳	一 般	20,300千円
実施内容	1 路網整備事業（県営）			89,800千円（◎69,500千円、◎20,300千円）		
	丸太の搬出作業に直結する、10t程度のトラックが走行できる規格を持つ「林業専用道（規格相当）」を開設する。 (1) 事業箇所 生手沢線（鹿角市）ほか2路線 (2) 開設延長 2,900m (3) 幅 員 3.6m (4) 採択基準 ①県独自要件 「高能率生産団地」の認定を受けた地区で実施する路線であること 《団地要件》ア 森林面積が概ね100ha以上 イ 団地内のスギ人工林蓄積の5割以上が標準伐期齢級以上 ウ 市町村森林整備計画の施業の重点実施地区、または将来重点的实施地区になり得る地区 エ 単独所有林制限：個人有林50%未満、市町村・財産区有林25%未満 ②国要件 ア 利用区域面積：10ha以上、路線延長：200m以上 イ 接続道路は、林業専用道（規格相当）と同等以上の規格構造を有するものであること (5) 事業主体 県 (6) 負担区分 【国】路線毎の平均横断地山勾配に応じた定額補助 15度未満 上限助成額 32千円/m 15度以上25度未満 上限助成額 35千円/m 25度以上 上限助成額 38千円/m 【県】国の上限超過分（最大14千円/m）（ただし上限事業費を37千円/mとする。）					
〔上記のほか、R5. 2月補正で措置〕						
実施内容	1 路網整備事業（県営）			50,900千円（◎50,900千円）		
	(1) 事業内容 金山線（由利本荘市）L=800m、泉沢赤田線（由利本荘市）L=700m ※施設一体型（1箇所あたり200㎡以上の土場を300～600m間隔で設置） (2) 負担区分 【国】路線毎の平均横断地山勾配に応じた定額補助 15度未満 上限助成額 46千円/m 15度以上25度未満 上限助成額 49千円/m 25度以上 上限助成額 52千円/m					

事業名	県単基幹作業道改築事業			担 当	治山・林道チーム	
事業年度	令和4～6	事業主体	県	当初予算額	10,500千円	
事業目的	今後のスギ原木需要の増大に対応するため、既存路網の活用により早急に原木の供給力の向上を図る。			財 源	一 般	10,500千円
				内 訳		
実施内容	1 県単高能率生産団地調査事業（県営）			10,500千円（◎10,500千円）		
	過去に「高能率生産団地」内に開設した簡易な道路（基幹作業道：4t積程度の運搬車両が低速で通行）を林業専用道（10t積トラックが時速15kmで通行）へ格上げするため、必要となる改築内容や区間、概算事業費等について、路線毎に調査する。 (1) 調査対象路線 雄物川流域内32路線（秋田市繫線ほか31路線） (2) 調査対象延長 190km (3) 採択要件 県独自基準 第I期高能率生産団地（平成6～23年度）において県単独事業で開設した基幹作業道であること。					

事業名	森林病虫害等防除対策事業		担当	森林管理チーム		
事業年度	昭和57～	事業主体	県、市町村	当初予算額	326,494 千円	
事業目的	松くい虫被害から公益性が高い海岸松林や景勝地等の松林を、ナラ枯れ被害から森林公園や名木・古木等の重要なナラ林を守るため、駆除・薬剤散布・樹幹注入等の防除対策を実施し、被害のまん延防止を図る。			財源	国庫	237,402 千円
					繰入金	1,861 千円
					一般	87,231 千円
実施内容	1 松くい虫被害先端地域特別対策事業			156,683千円 (◎156,683千円)		
	農林水産大臣の防除命令(大臣命令)の区域において、国委託による伐倒駆除、薬剤散布を実施する。					
	(1) 伐倒駆除(被害木の伐倒・破砕)		4,751m ³	能代市ほか4市町		
	(2) 薬剤散布(殺虫剤による予防:地上散布、無人ヘリ散布)		473ha	能代市ほか4市町		
	(3) 防除指導等(環境影響調査、事務費)					
	2 松くい虫防除対策事業(国庫補助)			136,297千円 (◎72,552千円、◎63,745千円)		
	大臣命令区域以外の対策対象松林において、伐倒駆除、薬剤散布等を実施する。					
	(1) 県直営事業					
	①事業内容					
	ア 伐倒駆除(被害木の伐倒・破砕)		3,174m ³	秋田市ほか3市		
	イ 薬剤散布(地上散布、無人ヘリ散布)		403ha	秋田市ほか3市		
	ウ 防除指導(防除の計画・技術指導等に係る会議開催、旅費、需用費等)					
	②補助率 国1/2、県1/2					
	(2) 補助事業					
	①事業内容					
ア 伐倒駆除(被害木の伐倒・破砕又はくん蒸)		395m ³	横手市ほか3市町			
イ 薬剤散布(地上散布、無人ヘリ散布、有人ヘリ散布)		186ha	秋田市ほか9市町			
ウ 樹幹注入(殺線虫剤による予防)		399本	秋田市ほか5市町			
②事業主体 市町村						
③補助率 3/4以内(国1/2、県1/4)						
3 松くい虫防除対策事業			21,238千円 (◎1,861千円、◎19,377千円)			
県管理の海岸松林の被害木調査やナラ枯れ被害等の航空探査、抵抗性クロマツの開発を実施する。						
(1) 被害木調査						
(2) 抵抗性マツの品種開発(林業研究研修センター)						
(3) 事務費等(航空探査のヘリの燃料代、事務費)						
4 ナラ枯れ予防対策事業			12,276千円 (◎8,167千円、◎4,109千円)			
守るべきナラ林において被害木の駆除や樹幹注入を実施する。						
(1) 県直営事業(防除指導)						
補助率 国1/2、県1/2						
(2) 補助事業						
①事業内容						
ア 被害木駆除(くん蒸)		100m ³	由利本荘市ほか5市町			
イ 樹幹注入(殺菌剤による予防)		1,957本	秋田市ほか5市町村			
②事業主体 市町村						
③補助率 3/4以内(国1/2、県1/4)						

事業名	林地開発許可制度実施事業			担当	森林管理チーム	
事業年度	昭和49～	事業主体	県	当初予算額	449 千円	
事業目的	林地の開発行為に際して、森林の土地の適正な利用を図りつつ、森林の有する公益的機能の確保を図る。			財源内訳	一般	449 千円
実施内容	1 林地開発許可制度実施事業 地域森林計画の対象民有林において、1haを超えて開発行為を行う際の林地開発許可申請の審査を行う。 なお、国又は地方公共団体が行う場合及び省令で定める事業を実施する場合は、その事業者は知事と連絡調整（協議）を行う。 (1) 林地開発許可申請の審査、林地開発許可対象地の指導 (2) 林地開発行為の連絡調整（協議）			449千円（◎449千円）		

事業名	保安林管理事業			担当	森林管理チーム	
事業年度	昭和42～	事業主体	県	当初予算額	8,727 千円	
事業目的	森林法に基づき知事が権限を有する重要流域以外の1～3号並びに全流域の4号以下民有保安林の適正かつ円滑な整備を図る。			財源内訳	国庫	1,469 千円
			財産		292 千円	
			一般		6,966 千円	
実施内容	1 保安林整備管理 民有保安林の指定・解除事務（国1／2、県1／2、10／10）			612千円（◎106千円、◎506千円）		
	2 保安林保全管理 保安林等の巡視（国1／2、県1／2）			2,501千円（◎440千円、◎2,061千円）		
	3 損失補償 損失補償費の支払い 1～3号保安林（国10／10） 4～7号保安林（国1／2、県1／2） 8～11号保安林（県10／10）			2,526千円（◎923千円、◎1,603千円）		
	4 財産管理 (1) 水源かん養林造成契約地及び海岸砂地造林契約地の支障木売買等による収入 (2) 契約分収割合による分収金の交付 (3) 境界整備（危険木伐倒処理等）			3,088千円（◎292千円、◎2,796千円）		

事業名	保安林管理受託事業			担当	森林管理チーム	
事業年度	昭和42～	事業主体	県	当初予算額	22,329 千円	
事業目的	大臣権限に係わる重要流域内の1～3号民有保安林の指定・解除、指定施業要件の変更等の事務、保安林適正管理調査等の受託事業を実施する。			財源内訳	国庫	22,329 千円
実施内容	1 保安林整備 保安林の指定・解除、指定施業要件変更等の事務			1,039千円（◎1,039千円）		
	2 保安林管理 (1) 保安林適正管理実態調査（所有者・境界・地目未更正箇所の実態等の調査）等の受託 (2) 保安林保全情報整備調査（保安林台帳等のデータベース化）等の受託			21,290千円（◎21,290千円）		